

みやぎNPOプラザ レストラン使用団体募集要項

みやぎNPOプラザ（以下「プラザ」という。）は、宮城県内のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として設置された施設で、「基盤整備機能」と「場の提供機能」を柱に運営しており、レストランは、市民のコミュニティビジネスの場として設置されている施設です。

このたび、民間非営利活動拠点施設条例（平成12年宮城県条例第138号）第9条第4項の規定により、レストランを使用する団体を募集します。

1 募集する施設

- (1) 名称 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ） レストラン
 (2) 所在地 仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地

2 募集数 1団体

3 施設の概要

- ・面積 75㎡（うち、厨房＝約10㎡）
- ・テーブル数 1800mm×750mm＝2卓 1200mm×750mm＝2卓
750mm×750mm＝2卓 直径1200mm＝2卓
- ・座席数 3人がけソファ＝2台 1人がけ椅子＝22脚
幼児用椅子＝1脚 計29席
- ・厨房設備 4つ口ガスコンロ（オーブン付）
16号瞬間湯沸器 冷凍冷蔵庫（775L） 2層シンク2台
- ・その他 電話用モジュージャック（アナログ）
インターネット用モジュージャック（料金 別途月額1,000円）
地下倉庫（約16㎡）
浄水器

4 使用料

- (1) 月額15,400円（納期限は使用月の前月末）
 (2) 光熱水費は実費負担

※月額を目安

電気料＝15,000円、水道料＝15,000円、ガス料＝20,000円

5 使用期間

令和2年10月1日（木）から最長3年の使用を限度とする。

※但し、プラザが毎年1月に使用状況を審査し、次年度の使用を許可します。

6 募集团体の資格要件

- (1) 県内に主たる事務所または従たる事務所を置いているNPO（民間非営利団体）とし、法人格の有無は問わない。
- (2) 営業の中において、公益性・社会貢献性を発揮できる団体であること。
- (3) 団体の規則等が定められており、規則等に基づく、総会の開催、事業報告、収支決算等が行われている団体であること。
- (4) 使用期間の終了後、将来の起業計画を持っている団体であること。
- (5) 最低2年以上の営業を行うこと。
- (6) 過去にプラザのレストランを使用した団体でないこと。

7 使用条件

- (1) 飲食店営業許可申請は、使用団体が行う。
- (2) 電話等の設置に係る電話加入権、設置料、通話料等は使用団体が負担する。
- (3) ガス使用に係る契約は使用団体が行う。
- (4) 営業ごみ等の廃棄に係る契約は使用団体が行い、費用は使用団体が負担する。
- (5) 厨房内グリーストラップは週1回以上清掃することとし、そこから出るごみ・油・沈殿物などは産業廃棄物として適切に処理する。
- (6) 備え付け以外の備品、什器類は使用団体が準備するものとし、その場合は事前にプラザに申し出なければならない。
- (7) 備え付けの備品はレストラン内でのみ使用し、館外に持ち出すことはできない。
- (8) 施設や備え付けの備品は適切に使用し、異常が発生した場合は速やかにプラザに申し出る。
- (9) レストラン内で使用する蛍光灯・電球・電池等の消耗品は、使用団体が負担する。
- (10) 備え付けのエアコン以外に暖房設備等が必要な場合は、使用団体で用意する。
- (11) レストラン使用の最終年には、必ず浄水器を交換し、その費用は使用団体が負担する（17,000円程度）。なお、水質を保つために浄水器は1年に1度交換することが望ましいが、使用団体の判断で、使用最終年の交換以外は任意の使用期間で交換することができる。
- (12) 宮城県やプラザが実施する施設設備の点検やメンテナンスに協力すること。
- (13) 全館合同で実施する消防訓練には、必ず参加する。
- (14) 使用日・使用時間は、次のとおり。但し、週1回の休業日を設けることができる。

・火曜日～土曜日	9：30～21：30
・日曜日・祝日	9：30～17：30

※月曜日及び年末年始（12/29～1/3）は休館
- (15) レストラン内は全面禁煙とする。また、喫煙は屋外の指定された箇所のみとする。
- (16) 広報は使用団体が積極的に行うものとし、集客についても、使用団体が責任を持って行う。
- (17) いかなる場合においても、運営に対してプラザは責任を負わないものとする。
- (18) 四半期毎に経営状況をプラザに報告する。
- (19) 総会の開催後1ヶ月以内に、その資料をプラザに提出すること。
- (20) プラザが実施する団体の施設使用状況や運営についてのヒアリングに応じること。
- (21) プラザの催事や運営に対し積極的に協力すること。
- (22) 使用条件に違反した場合には、プラザは使用許可の取り消しをすることがある。
- (23) 使用許可の期間が満了したとき、または使用許可の取消を受けたときは、当該許可に係る施設等を原状に回復する。

8 申込方法

下記の書類を募集期間内にプラザに提出。使用が決定した場合は、プラザの交流サロンで全て公開する。

- (1) レストラン使用申込書
- (2) 団体の規約等
- (3) 直近の総会資料（直近の事業報告書、事業計画書および収支決算書、収支計画書を含むもの）

※募集要項・選考要領・申込書は、みやぎNPOプラザ及び県庁共同参画社会推進課に設置。また、みやぎNPO情報ネットよりダウンロード可能。

みやぎNPO情報ネット <https://www.miyagi-npo.gr.jp/>

9 募集期間

令和2年8月18日（火）から令和2年9月10日（木）まで

10 選考方法

「みやぎNPOプラザ施設使用団体選考要領」により、書類審査及び公開ヒアリングを行う。

審査項目は下記のとおり。

- (1) 団体の概要
- (2) レストランの使用目的（公益性・社会貢献性）
- (3) 営業計画
- (4) 資金計画
- (5) 将来の起業計画
- (6) みやぎNPOプラザへの波及効果

11 スケジュール

- | | |
|-------------|----------------|
| ・募集（申込）締切 | 令和2年9月10日（木） |
| ・公開ヒアリング・選考 | 令和2年9月17日（木） |
| ・選考結果連絡 | 令和2年9月18日（金） |
| ・選考結果通知 | 令和2年9月19日（土）以降 |
| ・入居開始 | 令和2年10月1日（木）より |

12 その他

- (1) 申込にあたり、現地を確認したい場合は、事前にプラザに連絡のうえお越してください。
- (2) 質問等がある場合には、別紙「レストラン使用に関する質問」に記入のうえ、プラザに提出ください。回答は質問者に個別回答し、質問・回答内容はプラザに掲示します。
- (3) プラザの役割・機能についてはお問合せください。

13 問合せ・提出先

宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）

（指定管理者）特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

〒983-0851 仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地

TEL 022-256-0505

FAX 022-256-0533

E-Mail npo@miyagi-npo.gr.jp